

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 1 月 30 日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について

(諮問)

水 振 第 6 5 8 号
令和 8 年 1 月 30 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 もじゃこ漁業

(1) 制限措置

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶の 数	漁業を営む 者の資格
1	もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	112隻	鹿児島県に漁業の根拠地を有する者のうち、別途知事が定める採捕計画尾数に基づき需給契約を締結した漁業協同組合と納入契約を交わしている者
2	もじゃこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	28隻	大分県に漁業の根拠地を有する者のうち、鹿児島県と大分県との間で締結しているもじゃこ漁業操業等に関する協定書に参加している者

(2) 申請すべき期間

令和8年2月2日（月）から同月13日（金）まで

(3) 漁業許可の有効期間

令和8年3月1日から同年7月31日まで

(4) 許可の有効期間を短期とする理由

もじゃこ漁業は、ぶり養殖用種苗として稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上問題である。また、本県海域へ来遊する時期も限定されていることから、これらを踏まえ許可の有効期間を1年よりも短期とする。

2 さんご漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可 をすべき漁業 者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	別表の操 業区域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1者	次の各号全てに該当する者 ア. 深海さんごを選択的に採取す ることが可能と認められるもの （無人潜水艇（ROV）等）を使 用船舶に搭載して操業できる者。 イ. 実質的に自ら当該漁業を営も うとする者であって、別に定める 資源管理への取組が行える者。 ウ. 操業しようとする区域に係る 地区漁業協同組合連合会又は関係 漁業協同組合及び市町村で構成す る協議会の同意がある者。

(2) 申請すべき期間

令和8年3月2日（月）から同月19日（木）まで

(3) 漁業許可の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(別表)さんご漁業

操業区域

次の(1)から(5)で示される海域

(1)宇治海域

次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 1 | 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒 | (北緯32度00分，東経129度00分)の点 |
| 2 | 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度40分，東経129度00分)の点 |
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 5 | 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯31度00分，東経130度00分)の点 |
| 6 | 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒 | (北緯32度00分，東経130度00分)の点 |

(2)三島村海域

次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 7 | 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒 | (北緯31度00分，東経130度35分)の点 |
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |

(3)熊毛海域

次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |
| 10 | 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度40分，東経130度00分)の点 |
| 12 | 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度00分，東経130度00分)の点 |
| 13 | 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度00分，東経131度30分)の点 |
| 14 | 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度55分，東経131度30分)の点 |

(4)十島村海域

次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 15 | 北緯30度10分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度10分，東経129度00分)の点 |
| 16 | 北緯29度00分14秒，東経128度59分52秒 | (北緯29度00分，東経129度00分)の点 |
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |
| 21 | 北緯29度00分14秒，東経129度59分52秒 | (北緯29度00分，東経130度00分)の点 |
| 22 | 北緯30度10分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度10分，東経130度00分)の点 |

(5)奄美海域

北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。

ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区

域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |

世界測地系よる位置。表右側 () 内は日本測地系による位置。

3 小型機船底びき網漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手練第2種漁業 (貝曳網自家用餌曳網漁業)	南さつま市野間岬正西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	1隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和8年2月9日(月)から同月27日(金)まで

(3) 漁業許可の有効期間

許可日から令和9年10月31日まで

■さんご漁業

【出典：鹿児島県網漁業の漁具・漁法概図（鹿児島県水産振興課作成）】

(2) 無人艇

漁法

作業海域明示のため中心位置に設標する。

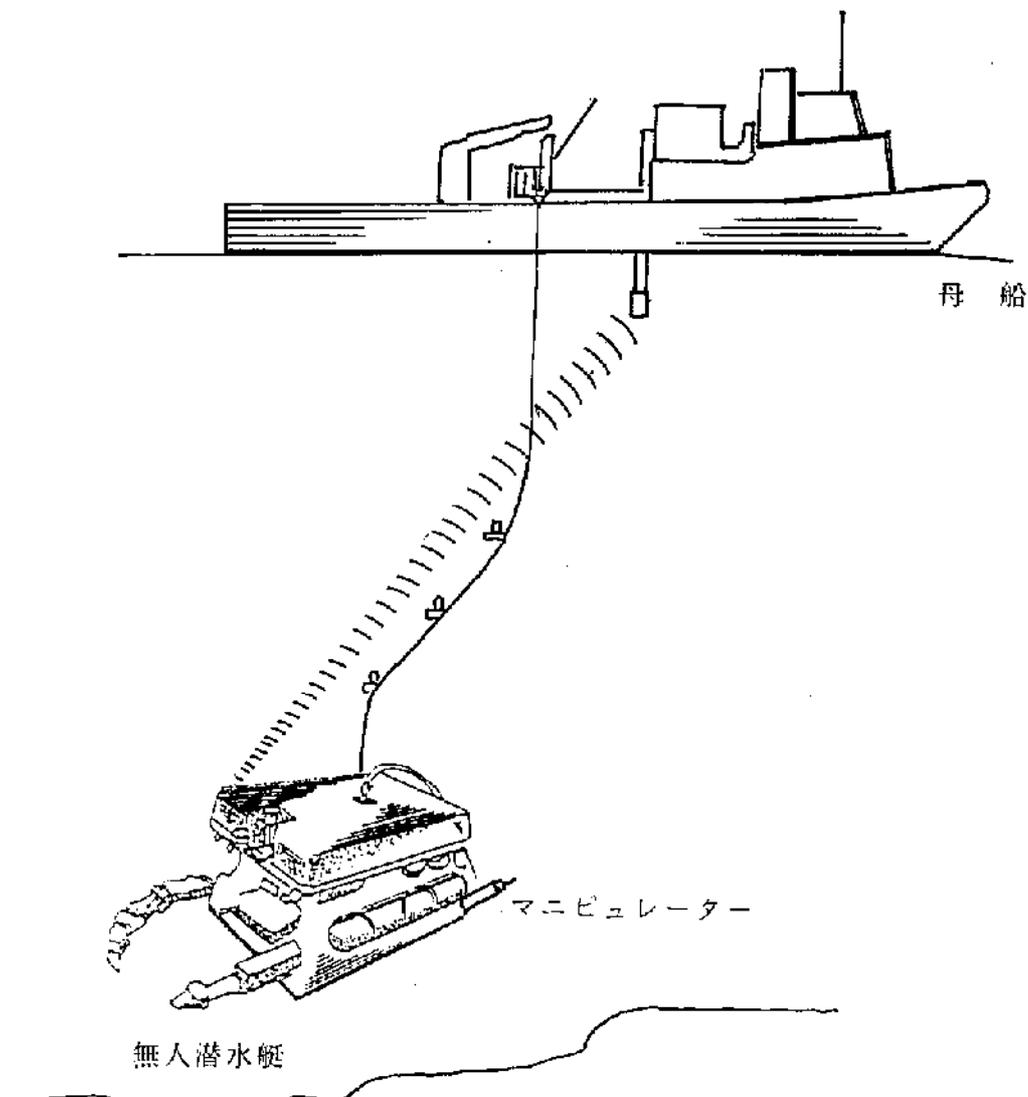
母船に潜水艇を搭載し、漁場において潜水艇を潜航させる。

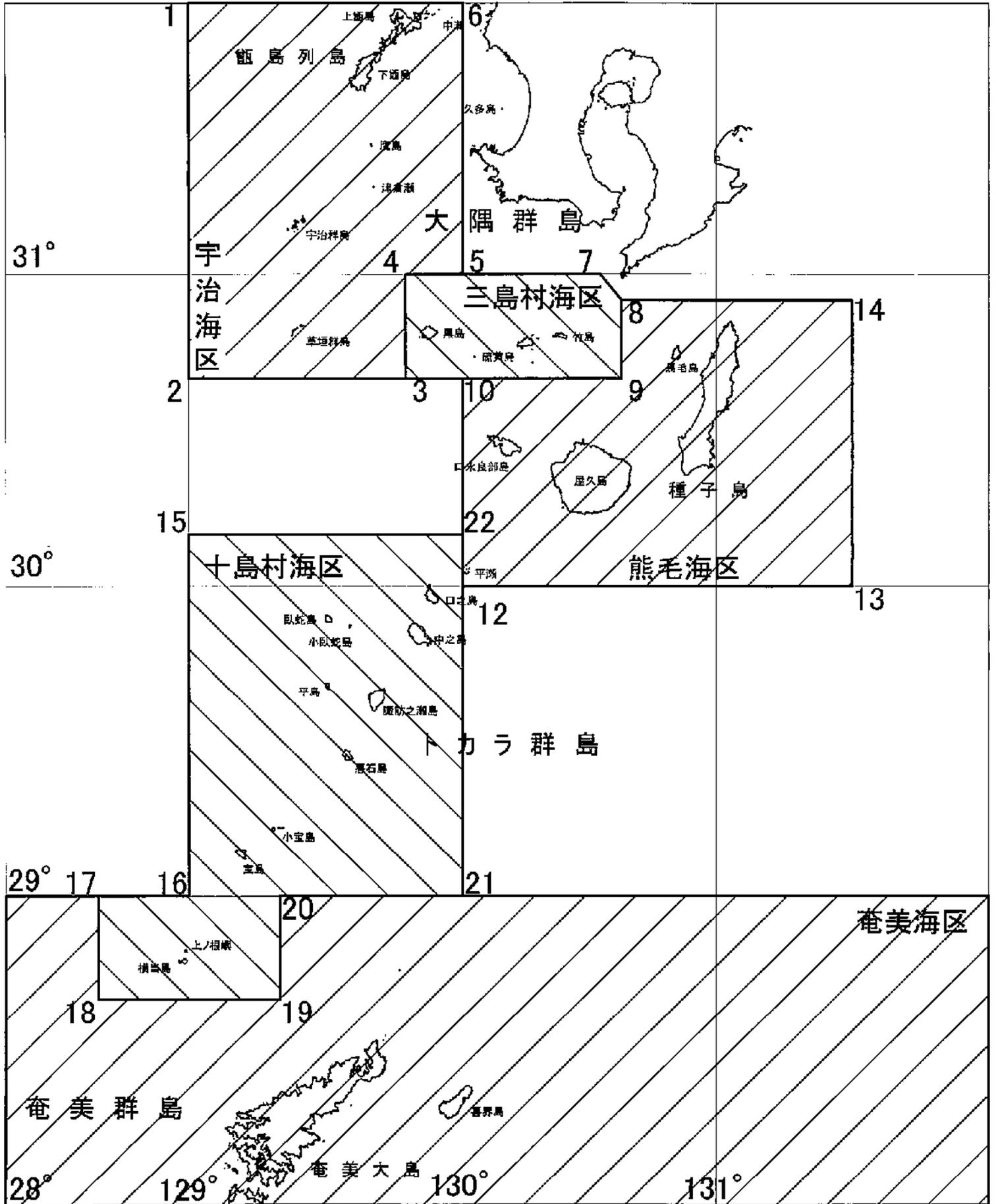
潜水艇は海底においてマニピュレーター（人間の腕と同じ動きをする）の先端に取付けているカメラにより、漁場を視察し、深海サンゴを発見する。

発見した深海サンゴを、母船ではモニターを見ながら、リモートコントロールでマニピュレーターを操作し採取する。

毎日の作業は午前、午後各1回、各回3～4時間

採取物を回収するため、作業母船から海底に採取籠を吊り下げ、潜水艇は採取物をこれに収めて海底での稼働率を高める。





知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

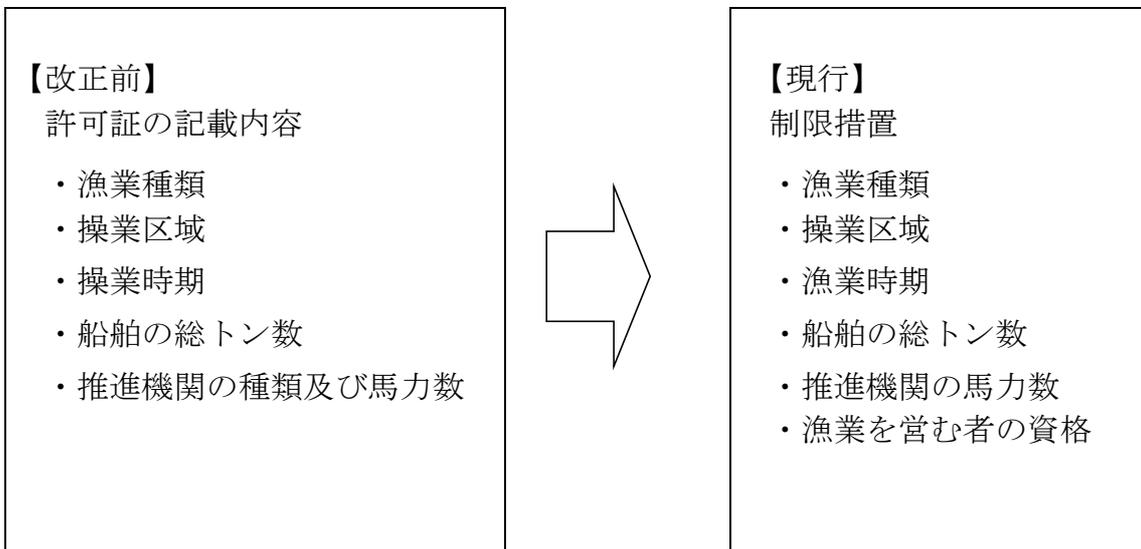
・令和2年12月に施行された改正漁業法により，知事許可漁業の新規許可にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。

・今回，新規の許可を行いたいので，鹿児島県漁業調整規則第11条第1項に基づき制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，同条第3項に基づき海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

2 許可の基準について

新規の許可にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。

(参考) 許可内容（従前）と制限措置について



(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 42 条 農林水産大臣は、許可（第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 (略)

7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第 15 条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第 1 項(第 1 号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号までに掲げる漁業 3 年
 - (2) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる漁業 1 年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。